

航空自衛隊電波監理規則(登録外報告)

平成18年7月31日 航空自衛隊達第37号

航空幕僚長 空将 吉田 正

改正 平成19年1月 5日 航空自衛隊達第14号

平成19年4月27日 航空自衛隊達第1号

令和 元年6月27日 航空自衛隊達第14号

令和 2年5月21日 航空自衛隊達第37号

令和 3年3月17日 航空自衛隊達第18号

自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）第33条の規定に基づき、航空自衛隊電波監理規則を次のように定める。

航空自衛隊電波監理規則（登録外報告）

航空自衛隊移動局等監理規則（昭和41年航空自衛隊達第33号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 電波使用状況調査（第3条）

第3章 法定局等の開設等（第4条）

第4章 移動局等の開設等及び検査（第5条―第9条）

第5章 無線資格者試験（第10条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊が使用する電波の監理を計画的に実施するために必要な事項並びにレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局（以下「移動局等」という。）の開設、変更、廃止及び検査並びに移動局等の無線設備の操作に従事する者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において「部隊等」とは、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関をいう。

第2章 電波使用状況調査

第3条 自衛隊の電波の監理に関する訓令（以下「訓令」という。）第4条に規定する電波使用状況調査の実施については、別に示す。

第3章 法定局等の開設等

第4条 訓令第7条に規定する法定局等の開設等に係る事務手続については、別に示す。

第4章 移動局等の開設等及び検査

(無線局の内容等)

第5条 訓令第12条の移動局等に含まれる各無線局の内容等は、別紙第1のとおりとする。

(移動局等の開設等の手続)

第6条 移動局等の開設、変更及び廃止のための処理要領は、別紙第2のとおりとする。

2 航空機配属部隊等の長は、航空機を配属換する場合には、当該航空機の無線検査表を配属先部隊等の長に送付するものとする。

3 部隊等の長は、第1項に規定する開設、変更及び廃止の処理を行う場合には、別紙様式第1による移動局等開設（変更）事項書及び訓令第14条の基準に適合した工事設計資料（廃止の処理を除く。）を添えなければならない。

（検査の準備）

第7条 部隊等の長は、訓令第20条の規定に基づく移動局等の検査が行われる場合には、検査に際し次の各号に掲げる書類等を準備するものとする。

- (1) 承認書の写し
- (2) 無線検査表
- (3) 移動局等試験成績表（別紙様式第2）
- (4) 無線従事者一覧表（操縦者を除く。）（別紙様式第3）
- (5) 検査用測定器類
- (6) その他必要と認めるもの

（検査の立会い）

第8条 部隊等の長は、移動局等の検査に際しては、当該検査に当該移動局等について直接の責任を負う通信指揮官又はこれに準ずる者及び必要と認める無線従事者を立会わせるものとする。

（受検後の部隊等の措置）

第9条 部隊等の長は、検査官が検査の結果に基づき指示した場合には、当該事項について、直ちに必要な措置をとるとともに、その結果を航空幕僚長（事業計画第2課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第5章 無線資格者試験

(試験)

第10条 無線資格者試験（以下「試験」という。）は、訓令別表第1に掲げる全資格について、毎年1回、3月中の別に定める期日に、別に指定する部隊等の長が実施するものとする。

2 受験者は、訓令別表第1に掲げる資格のうち、必要な資格について受検するものとする。

(試験場)

第11条 試験場は、原則として部隊等ごとに設置するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 1つの基地に2つ以上の部隊等が所在する場合であって、当該部隊等の長が相互に調整しいずれかの部隊等に合同試験場を設置する場合
- (2) 隷下部隊等が遠隔地に散在する部隊等の場合

2 前項第2号の場合は、部隊等の長の定めるところにより試験場を設置するものとする。

(試験官等)

第12条 試験を実施する部隊等の長（以下「試験実施部隊長」という。）は、試験の実施に当たり試験官及び試験補助官（以下「試験官等」という。）若干名を指名し、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 受験者名簿の作成
- (2) 試験の実施及び監督
- (3) 採点

(4) 合格基準に適合する者の判定

(5) 試験関係報告資料の作成

(6) その他必要とする事項

2 試験官等には、適任の幹部自衛官を充てるものとする。ただし、試験補助官は、適任の空曹とすることができる。

(受験予定人員の報告)

第13条 受験者の所属する部隊等の長は、資格別の受験予定人員を毎年12月20日までに航空幕僚長（事業計画第2課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、入校若しくは教育入隊又は臨時勤務中の者については、入校先若しくは教育入隊先又は臨時勤務先の部隊等の長が報告するものとする。

2 受験者の所属する部隊等の長は、前項の報告後、報告人員に異動を生じた場合は、当該事項をその都度異動先を明示して報告するとともに、異動先の部隊等の長にその旨を通知するものとする。

(試験問題等の作成)

第14条 試験問題及び正解表（配点表を含む。以下同じ。）の作成担任部隊は、別に示す。

(試験問題等の送付)

第15条 航空幕僚長は、試験実施部隊長に対し、試験問題及び正解表を送付する。

(試験の実施要領等)

第16条 電気通信術は、電信送信術、電信受信術、電話送話術及び電話受話術の科目に区分するものとする。

2 試験の実施要領及び採点要領並びに試験合格基準は、別紙第3のとおりとする。

(試験の委託)

第17条 試験実施部隊長は、やむを得ない事情のため試験を実施することができない場合は、最寄りの試験実施部隊長に当該試験の実施を委託することができる。この場合、当該試験実施部隊長は、試験問題及び正解表を委託先の試験実施部隊長に移送するものとする。

(試験結果報告)

第18条 試験実施部隊長は、試験実施後、その成果要約、総合合格者等を別紙様式第4から別紙様式第6までにより4月末日までに航空幕僚長（事業計画第2課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

(資格付与通知)

第19条 航空幕僚長は、資格を付与する資格試験合格者を決定し、総合合格者に対して資格を付与し、その旨を試験実施部隊長に通知する。

(試験答案等の取扱い)

第20条 試験実施部隊長は、前条の通知を受領するまでの間試験答案を保管し、以後、速やかに残余の試験問題及び正解表の細断等をするものとする。

(試験の免除を受ける課程及び無線資格)

第21条 訓令第30条第1号の規定に基づき、試験の免除を承認された課程及び当該課程を終了した場合に付与される無線資格は、別紙第4のとおりとする。

(試験免除者の資格付与申請手続)

第22条 前条に示す課程の教育を実施する部隊等の長（米国陸軍の諸学校の課程修了予定者にあつては、当該隊員の所属部隊等の長）は、試験免除者の資格付与に関し、別紙様式第7による無線資格付与者名簿を添えて、教育終了日の2週間前まで

に航空幕僚長（補任課長気付）に申請するものとする。

- 2 部隊等の長は、前項の申請後、申請した者に学生免除、次期編入等が生じた場合は、その都度、その旨を航空幕僚長（補任課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第6章 雑則

（移動局等の管理）

第23条 移動局等の管理の細部については、別に示す。

附 則

- 1 この達は、平成18年8月14日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正前の第5条第3項の規定によりなされた手続は、改正後の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年4月27日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年5月21日航空自衛隊達第37号）

（施行期日）

- 1 この達は、令和2年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この達の施行の際、現に改正前の第13条及び第18条野規定によりなされた手続きは、改正後の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則 (令和3年3月17日航空自衛隊達第18号)

(施行期日)

- 1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別紙第1（第5条関係）

無線局の内容等

種別	内容	器材の例
移動局	移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局（航空機局及び固定レーダー局に該当するものを除く。）をいう。	J / T P S - 1 0 2 A J / T R Q - 5 0 6 J / G R C - 5 0 7 A J / V R C - 6 0 1 J / U R C - 8 等
航空機局	航空機の無線局をいう。	A N / A R C - 1 6 4 A N / A P G - 6 3 A N / A R N - 1 1 8 (V) J / A L Q - 8 等
固定レーダー局	移動しないレーダーの無線局をいう。	J / F P S - 4 J / F P Q - 6 J / F P H - 9 等

別紙第2（第6条関係）

移動局の開設、変更及び廃止のための処理要領

項目	内局情報 通信課	航空幕僚監部 事業計画第2 課	航空システ ム通信隊	部隊等	備 考
開設	防衛大臣に上申 審査 ○	申請 ○	通知 ○		申請書類の作成は、 航空システム通信隊 の担当とする。
変更	防衛大臣に上申 審査 ○	申請 ○	通知 ○		申請書類の作成は、 航空システム通信隊 の担当とする。 旧承認書の写しは、 新承認書の写しを受 領後、破棄する。
廃止	承認書返納 ●		通知 ●	廃止通知 ●	承認書の写し及び無 線検査表は、廃止通 知を受領後、破棄す る。

注：符号は、次のとおりとする。

- 申請書等
- 承認書
- 承認書の写し

別紙第3（第16条関係）

試験の実施要領及び採点要領並びに試験合格基準

1 試験実施要領

(1) 筆記試験

試験問題の注意事項等に示されるもののほか、次による。

ア 試験時間割（基準）

技術（10問） 0900から1000まで

法規（10問） 1010から1110まで

英語（4問） 1120から1220まで

イ 試験場への入場及び退場の制限

（ア）試験開始後の入場は、禁止する。

（イ）試験開始から20分以内の退場は、禁止する。

ウ 試験場への持込みは、筆記具のみとし、携帯電話、参考書等の持込みは禁止する。

エ 答案は、試験問題用紙に直接記入させる。

(2) 実地試験

ア 電信送信術

発振器又は印字機に電鍵を接続した装置を用い、試験問題を受験者個人ごとに送信させる。

イ 電信受信術

発振器により試験官等が問題を所定の速度で送信（録音機使用可）し、受験者全員に同時に受信させる。受信用紙は電報紙（定型）を使用する。

ウ 電話送話術

試験問題を受験者個人ごとに肉声で送話させる。

エ 電話受話術

試験官等が試験問題を所定の速度により肉声で送話し、受験者全員に同時に受話させる。

オ 送話は、電波法令に定める和文通話表及び欧文通話表による。

カ 電信及び電話の受信（受話）術の試験において、試験官等が誤って送信（送話）したために訂正した場合には、訂正に要した時間分延長するものとする。

2 採点要領

(1) 筆記試験

ア 各科目はそれぞれ100点満点として採点し、問題別の配点は正解表に示すところによる。

イ 訓令第30条第2号の規定に基づき法規科目の一部を免除される者の当該科

目については、受験部分を100パーセントとして採点する。

(2) 実地試験

ア 電気通信術各科目（和文電信送受信、和文電話送受信、欧文電信送受信及び欧文電話送受信をいう。）をそれぞれ100点満点（送受信の配点は、送信50点、受信50点とする。）として採点する。

イ 電信送信術及び電話送信術にあつてはその場において聴取又は印字された符号を点検して採点する。

ウ 採点の細部は、次のとおりとする。

区分	減点事項	減点の方法
和文及び欧文送信	誤字 冗字 脱字	1字ごとに1.5点
	発信（発音）聴取不能	1字ごとに0.5点
	訂正方法の誤り	1回ごとに0.5点
	訂正	3回ごとに0.5点
	送信（送話）未了	2字までごとに0.5点
和文及び欧文受信	誤字 冗字 脱字	1字ごとに1.5点
	字体判読不能	1字ごとに0.5点

3 試験合格基準次に示す科目別合格基準及び総合合格基準に適合した者をそれぞれ科目別合格者及び総合合格者とする。

(1) 科目別合格基準

ア 記試験の法規、英語及び技術の各科目は、それぞれ60点以上であること。また、訓令第30条第2号の規定に基づき、電波法令の試験を免除された者の法規の科目の合格基準は、電波法令を除いた全問題の配点の合計点の60パーセントに相当する点数以上とする。

イ 実地試験の電気通信術の科目は、資格に対応する全部の電気通信術各科目がそれぞれ70点以上であること。

(2) 総合合格基準

資格に対応する全部の科目が科目別合格基準に適合すること。

別紙第4（第21条関係）

試験の免除を承認された課程

学校、部隊等名	承認課程名	無線資格
第1術科学校	航空機整備幹部課程 機上電子整備員課程 火器管制装置整備員課程 航空管制器材整備員課程 警戒管制レーダー整備員課程 基地防空電子整備員課程 高射整備幹部課程 高射電子整備員課程	特殊無線技士
第4術科学校	情報通信幹部課程 気象器材整備員課程 地上無線整備員課程	特殊無線技士
第5術科学校	航空管制幹部課程 航空管制員課程	丙種陸上無線通信士
米国陸軍 防空学校 武器学校 (FORT BLISS REDSTONE)	ペトリオット整備幹部課程 ペトリオット操作／整備員課程 ペトリオット支援整備課程	特殊無線技士
第1航空団	基本操縦課程	乙種航空無線通信士

第1 1 飛行教育団 第1 2 飛行教育団	初級操縦課程	丙種航空無線通信士
第3 輸送航空隊	航法課程 基本操縦課程	乙種航空無線通信士
警戒航空団	幹部兵器管制課程（機上）	乙種航空無線通信士
	機上システム統制課程 機上警戒管制員課程 機上無線レーダー整備課程（機上電子）	丙種航空無線通信士
航空救難団	機上無線員課程	乙種航空無線通信士 丙種陸上無線通信士

別紙様式第1（第6条関係）

移動局等開設（変更）事項書

部 隊 等 名					
移動局等の種別					
運用開始（変更）年月日					
無線器材の種類			数量		記 事
番 号	新	旧	新	旧	

- 注：1 移動局等の種別は、別紙第1の区分により記入する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。
 3 無線器材の種類及び数量には、承認書にある全器材を記入する。
 4 記事には、変更事由を記入する。

別紙様式第2（第7条関係）

移動局等試験成績表

移動局等の種別 _____ 基地名 _____ 部隊名 _____ 測定年月日 _____ 担当者 _____
 （無線機の記入例）

器材名称	番号	製造番号	装備航空機車両等番号	割当周波数 (CH)	送信設備				受信設備			電源 (V)	空中線 (SWR)	使用測定器	その他	備考
					周波数偏差 (kHz)	空中線電力 (W)	スプリアス発射強度 (dB)	占有周波数帯幅 (kHz)	感度 (μV)	雑音レベル (dB)						
J/CRC-502	5	8E0023-5		6	-0.1	100	-60	5.20	1.0	16	AC 116	1.2	MIS-24C 8654B 8025A等			

（レーダーの記入例）

器材名称	番号	製造番号	装備航空機車両等番号	割当周波数 (CH)	送信設備				受信設備			電源 (V)	空中線 (SWR)	使用測定器	その他	備考
					周波数偏差 (kHz)	空中線電力 (W)	パルス幅 (μS)	PRF (PPS)	スプリアス発射強度 (dB)	MDS (dB)						
J/FPH-6		1E0036-01		9450	±0	200	1.9	525	-50 以下	-104	AC 200	1.1	TR-5211A SS5510 MSG-52 8478B	直径 2.4m パラボラ		

- 注：1 移動局の種別ごとに別葉とし、4部（内部部局、航空システム通信隊、検査官、部隊等控えとして各1部）作成する（検査官用以外は電子データ可）。
 2 全器材について、最新の測定値を記入する。
 3 割当周波数は、次による。
 (1) 割当て周波数が2波を超えるものについては、2波までとする。
 (2) 秘及び極秘の周波数等は、記入しない。
 4 送信設備及び受信設備の各欄は、付表により測定した事項を記入する。ただし、測定器の性能限界又は検査対象器材構造上、測定困難な場合等のためやむを得ない場合には、一部を省略することができる。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

附表
移動局等の測定方法等の基準

試験項目		測定方法	測定値の許容基準	備考
送 信	周波数偏差	誤差が割当て周波数の許容偏差の2分の1以下の周波数測定装置より測定する。	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下「設備規則」という。)第5条及び技術指令書によるほか、別に示す。ただし、特に許容値を指定されたものはその値による。	
	占有周波数帯幅	占有周波数帯幅測定器等により測定する。	設備規則第6条及び技術指令書による。	レーダー等を除く。
設 備	空中線電力	高周波数電力計又は電力置換法等により測定する。	設備規則第14条及び技術指令書による。	
	スプリアス発射の強度	スペクトラム・アナライザー等により測定する。	設備規則第7条及び技術指令書による。	
	パルス幅	オシロスコープ及び低周波信号発生器等により測定する。	技術指令書による。	パルス応用器材に限る。
	PRF	同上	同上	同上
受 信	その他	技術指令書の規定により測定する。	技術指令書によるほか、別に示す。	特に指示された場合に限る。
	感度又は最小受信可能電力(MDS)	信号発生器及び出力計等を使用し、規定のS/N比となる標準出力を与えるのに必要な標準信号の最小入力電圧値の測定又は技術指令書に定めるところにより測定する。	設備規則第45条の11、第45条の12及び第58条の2並びに技術指令書による。	MDSは、レーダー等に限る。
	雑音レベル	信号発生器及び出力計等を使用し、標準信号を加えて定格出力を得るよう利得を	同上	レーダー等を除く。

		調整した場合において、無変調時の出力と定格出力との比（dB）を測定する。		
設	選択度	信号発生器及び出力計等を使用し、中間周波数段の出力電圧6 dB低下幅を測定する。	同上	同上
備	副次的に発射する電波の強度	スペクトラム・アナライザ等により測定する。	別に示す。	特に指示された場合に限る。
	その他	技術指令書の規定により測定する。	技術指令書による。	同上
電	常用電源	AVRの出力端（AVRのない場合は、これに準ずるもの）における全負荷及び無負荷時の電圧値を測定する。	同上	同上
	予備電源	同上	同上	
源	空中線	定在波計による定在波比の測定及び装着状況の目視点検等	同上	

別紙様式第3（第7条関係）

無線従事者一覧表

- 1 部隊等名
- 2 移動局等の種別
- 3 操作有資格者の氏名及び付与資格

階級	氏名	付与資格	付与年月日
----	----	------	-------

注：1 移動局等の種別ごとに別葉とし、4部（別紙様式第2に同じ。）作成する
（検査官用以外は電子データ可）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第18条関係）

無線資格者試験実施成果要約表

部隊等名

区分	資格別			甲種			乙種			丙種			特殊
	陸上	海上	航空	陸上	海上	航空	陸上	海上	航空				
受験者数													
総合合格者数													
総合合格率													
科目別合格者数													
科目別合格率													

注：1 総合（科目別）合格率 = $\frac{\text{総合（科目別）合格者数}}{\text{受験者数}} \times 100$

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第18条関係）

総合合格者名簿

部隊等名

番号	資格名	所属部隊等名	階級	氏名	備考（認識番号）

注：1 資格が異なるごとに1行空けて記入する。

2 備考欄には、無線従事者の公資格免許について、その名称、取得年月日、記号及び番号を記入する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第6（第18条関係）

総合合格
科目別合格
者採点表

部隊等名

資格名	所隊属等部名	階級	氏名	和文電信		欧文電信		和文電話		欧文電話		法規	技術	英語	備考
				送信	受信	送信	受信	送話	受話	送話	受話				

- 注：1 総合合格者採点表と科目別合格者採点表は、それぞれ別葉とする。
 2 資格が異なるごとに1行空けて記入する。
 3 不必要な科目欄には、斜線を引く。
 4 前回に合格した科目については、該当欄に(合)の記号を記入する。
 5 訓令第30条及び第31条の規定に基づき試験科目の一部を免除される者については、当該科目の該当欄に(免)の記号を記入する。
 6 備考欄は、別紙様式第5に準じて記入するほか、訓令第31条の規定に基づき試験科目の一部を免除される者については取得資格名、記号番号、取得年月日を記入する。
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第7（第22条関係）

無線資格者名簿

番号	付与資格	所属	階級	氏名	修了した課程名 (学校・部隊名)	課程修了 年月日	備考 (認識番号)

- 注：1 異なる課程及び同課程においても期を異にする課程の修了者を一括する場合には、課程及び期別ごとに1行空けて記入する。
- 2 所属欄は、申請時における所属を記入する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。